

## 建設工事における最低制限価格制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、山梨県が発注する建設工事（以下「工事」という。）における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定める。

### (適用対象工事)

第2条 最低制限価格制度は、「低入札価格調査実施要領」の適用を受ける工事以外の工事（随意契約による工事を除く。）に適用するものとする。

### (最低制限価格の設定)

第3条 工事に係る最低制限価格は、次の各号に掲げる工事の区分に従い、当該各号に定める額（この条において「最低制限基本価格」という。）に無作為（ランダム）係数を乗じて算出した額とする。ただし、最低制限基本価格が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を、最低制限基本価格が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を最低制限基本価格とみなす。

#### (1) (2) 及び (3) に掲げる工事以外の工事

次のアからエまでに定める額を合計した額

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

#### (2) 電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事及び機械設備工事

次のアからオまでに定める額を合計した額

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費及び機器間接費の合計額（機械設備工事並びに下水道に係る機械設備工事及び電気設備工事については、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額）に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- オ 機器単体費の額に10分の9.20を乗じて得た額

#### (3) 電気設備工事、建築工事及び機械設備工事に係る営繕工事

次のアからエまでに定める額を合計した額

- ア 直接工事費から現場管理費相当額（直接工事費に10分の1を乗じて得た額をいう。ウにおいて同じ。）を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額

- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ウ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額
  - エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、特別なものについては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(予定価格調書等への記載)

第4条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、これを公共事業総合管理システムに記録させなければならない。

(入札参加者への周知)

第5条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、入札公告又は指名通知書に最低制限価格を設定していることを記載する。

(落札者の決定)

第6条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。